

「生徒指導提要」概要版

深い児童生徒理解と
組織的な生徒指導の
充実を目指して

令和 5 年12月

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課

本資料の活用に当たって

○ 作成の趣旨

国において、平成22年に「生徒指導提要」が作成されて以降、いじめ防止対策推進法を始めとする関係法規の成立など、学校を取り巻く環境は大きく変化していることを踏まえ、令和4年12月に「生徒指導提要」が改訂されました。

道教委としては、国の動向を踏まえ、教職員一人一人が「生徒指導提要」について理解を深め、チーム学校として、児童生徒理解に基づいた組織的な生徒指導の充実を目指し、本資料を作成しました。

各学校において、本資料と「生徒指導提要」を積極的に活用し、一人一人の児童生徒が抱える課題等に向き合い、個性の発見とよさや可能性の伸長、社会的資質・能力の発達を支える生徒指導の実現に取り組みましょう。

○ 編集のポイント

〔理論編〕

- ・「生徒指導提要」の中心的な箇所を、短時間で読み、理解を深めることができるよう、コンパクトにまとめています。
- ・項目ごとの内容の振り返りができるよう、「まとめ」のページを設け、要点を整理しています。

〔事例編〕

- ・個別の課題への対応について理解を深めることができるよう、見開きの左ページに「事例」を、右ページに「児童生徒理解」と「組織的な対応」の観点から学校での対応に関する考察を掲載しています。
- ・「KEY WORD」「理解を深めるために」の欄を設け、事案への対応について理解を一層深められるよう、「生徒指導提要」の関連ページを掲載しています。

〔資料編〕

- ・国や道教委が作成した教職員研修資料を活用できるよう、URLや二次元バーコードを掲載しています。

○ 本資料の活用

校内研修での研修資料のほか、学年部会や校内支援チーム等での打合せ、個人での研修に活用できます。

目 次

I 理論編

チーム学校による生徒指導の全体イメージ	1
1 生徒指導の基礎	
□ 生徒指導の定義	2
□ 生徒指導の実践上の視点	2
□ 生徒指導の分類・構造	3
□ 発達支持的生徒指導	4
□ 課題予防的生徒指導	4
□ 困難課題対応的生徒指導	4
□ 生徒指導上の諸課題の重層的支援構造	5
□ 児童生徒理解	6
□ 集団指導と個別指導	6
□ ガイダンスとカウンセリング	7
□ チーム支援による組織的対応	7
□ 教職員集団の同僚性	8
□ 生徒指導のマネジメント	8
□ 家庭や地域の参画	8
□ 1のまとめ	9
2 生徒指導と教育課程	
□ 児童生徒の発達を支える教育課程	10
□ 教科の指導と生徒指導	12
3 チーム学校による生徒指導体制	
□ チーム学校として機能する学校組織	13
□ 学年・校務分掌を横断する生徒指導体制	13
□ 生徒指導のための教職員の研修	14
□ 2・3のまとめ	15
4 教育相談体制	
□ 教育相談の基本的な考え方と活動の体制	16
□ 教育相談活動の全校的展開	16
5 生徒指導と教育相談が一体となったチーム支援	
□ 生徒指導と教育相談	18
□ 生徒指導と教育相談が一体となったチーム支援の実際	18
□ 4・5のまとめ	21
6 生徒指導に関する法制度等の運用体制	
□ 校則の運用・見直し	22
□ 懲戒と体罰、不適切な指導	23
□ 6のまとめ	26

7 学校・家庭・関係機関等との連携・協働

□ 連携・協働の場としての学校の意義と役割	27
□ 学校と家庭、地域との連携・協働	27
□ 学校と関係機関との連携・協働	28
□ 7のまとめ	29

II 事例編

□ 事例1 「いじめへの対応①」	31
□ 事例2 「いじめへの対応②」	33
□ 事例3 「少年非行への対応」	35
□ 事例4 「児童虐待への対応」	37
□ 事例5 「自殺（自殺企図）への対応」	39
□ 事例6 「中途退学への対応」	41
□ 事例7 「不登校への対応」	43
□ 事例8 「インターネットに関わる問題への対応」	45
□ 事例9 「性的被害への対応」	47
□ 事例10 「性の多様性への対応」	49
□ 事例11 「多様な背景を持つ児童生徒への対応①」	51
□ 事例12 「多様な背景を持つ児童生徒への対応②」	53
□ 事例13 「部活動に関わる指導への対応」	55
□ 事例14 「校則に関わる対応」	57
□ 事例15 「学級での人間関係づくり」	59

III 資料編

□ 1 いじめ	62
□ 2 暴力行為	63
□ 3 児童虐待	63
□ 4 自殺・自殺予防	64
□ 5 不登校	65
□ 6 インターネット・携帯電話に関する問題	66
□ 7 性犯罪・性暴力対策	66
□ 8 性的マイノリティ	67
□ 9 ヤングケアラー	67
□ 10 憲戒と体罰、不適切な指導	68
□ 11 校則の運用・見直し	68